総合的な放課後児童対策に向けて

社会保障審議会児童部会　放課後児童対策に関する専門委員会

中間とりまとめ

平成 30（2018）年 7 月 27 日

はじめに 1

１．子どもたちの放課後生活の重要性とその理念 3
（1） 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成 3
（2） 子どもの「生きる力」の育成 6
（3） 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成 7

２．放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題 8

３．放課後児童クラブの今後のあり方 11
（1） 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について） 11
（2）質の確保 13
① 放課後児童クラブに求められるもの 13
② 放課後児童支援員のあり方・研修について 15

おわりに 17

【関連資料】 18
「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿 18
「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過 19

【参考資料】

参考資料１　放課後児童クラブの概要
参考資料２　放課後子ども総合プランについて
参考資料３　子どもの放課後に対する主な取り組み

はじめに

○　子どもにとって放課後は、学校で学んだことや家庭で身に付けたことを生かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間・空間である。一方、子どもたちの放課後の過ごし方は、多様化していると同時に、放課後の居場所についてのニーズも大きく、子どもたちの放課後には、多様な生活や遊びの場が用意されなければならない。

○　子どもの放課後生活をめぐっては、ここ数十年の間に、子ども数や兄弟数の減少、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加や「子どもの貧困」の社会問題化、また、自由に遊べる場所や遊ぶ時間の縮小、自然や生物、実際の物事と直接的に関わる生きた体験の不足、多くの子どもが習いごとや学習塾に通っていることなど、様々な社会状況の変化がみられる。

○　放課後児童対策の中で、共働き家庭等の子どもが利用する放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇等に伴い、近年、利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。今後、女性の就業率の更なる上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所において待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。

同時に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年３月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「運営指針」という。）のもとで、放課後児童クラブの質を確保・向上させていくことが求められている。

今後、放課後児童クラブについては、量を拡大するのみならず、質の確保も同様に図っていくことが大きな課題であると考えられる。

○　以上のような状況を踏まえ、放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策の再構築が喫緊の課題として浮かび上がってきている。本委員会は、子どもの放課後生活はいかにあるべきかという観点から、今後の放課後児童対策について 10 回にわたって議論を重ねてきたところであり、本報告書はその検討の中間結果をとりまとめたものである。

○　とりわけ、放課後児童対策を考える上では、「健全育成」という概念を再検討することが不可欠であると考えた。健全育成という用語は、高度経済成長期に国の人づくり政策の文脈の中で登場し、それ以来、児童福祉の分野において対象を限定しない一般的な児童を対象とした事業・施策の目的概念として使われているが、健全

育成という概念に対する明確で統一的な規定や解釈はなされていないと考えられる。大きく社会状況が変化している中で、福祉（子どもの権利）の視点から、今後の健全育成の概念について改めて検討する必要があると思われる。

○　児童福祉法は 18 歳未満の子どもを対象としており、放課後児童対策の対象は小学生に限られるものではないが、今回は小学生を対象とした放課後児童対策について中心に議論を行った。また、放課後児童対策について議論する際に、労働政策や教育政策についても視野に含めることが必要であるが、本報告では子ども家庭福祉に絞ってとりまとめを行った。なお、本報告における「放課後」とは、授業の終了後に加え、学校の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）も含むものである。

１．子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

○　近年の社会的動向や児童の権利に関する条約、改正児童福祉法の理念を踏まえ、今後の子どもたちの育ちや放課後生活の保障を考えた場合、次の３つの視点が必要になると考えられる。

(1)　児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

(2)　子どもの「生きる力」の育成

(3)　地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

(1)　児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

○　平成 28（2016）年の児童福祉法改正では、第１条（児童の福祉を保障するための原理）冒頭で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること（以下、略)」と定められ、これが子どもの権利であることが示された。

○　これを保障する社会資源の一つが、児童福祉法上の児童厚生施設や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）である。つまり、児童福祉法の視点からみれば、児童厚生施設や放課後児童クラブの育成観は、「児童の権利に関する条約の精神にのっとって育成する」ことでなければならない。またこれは、上記施設や事業だけでなく、放課後児童対策全体における基本的な視点として考えなければならない。

（基本的な視点・方向性）

○　放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し、子どもの最善の利益（児童の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第３条）をいかに実現していくかという点から考えていくことが必要である。これまでも、運営指針の策定にあたり、「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再認識し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する」ことが示されている※1。

○　権利条約第３条※2においては、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責

※1　「放課後児童クラブ運営指針解説書」によれば、運営指針は、「放課後児童支援員等と放課後児童健全育成事業に携わるすべての人々に日常的に活用されるとともに、保護者にも活用されることを想定しています。更に、放課後児童クラブの関係者だけでなく、広く子どもの放課後の遊びと生活に関わる方々に活用されることを期待しています」と、幅広い活用が目指されている。

※2　権利条約第３条は、以下のように規定されている。

１　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮される

務が強調されており、子どもの最善の利益を体現できる行政や、放課後児童支援員をはじめとする放課後児童対策に関わる者のあり方が問われる。また、子どもの最善の利益の実現という視点に立った、人材確保、人材配置、人材養成・研修、施設設備等のあり方についての検討が求められる。

○　子どもの最善の利益を保障していくにあたっては、意見表明権との関係を考える必要がある。権利条約第 12 条[※3]は、子どもの年齢及び成熟度に従って子どもの意見を尊重すべきことを規定しており、本条約が発達的視点を有していることを示している。

子どもが自己の意見を持つことができるように成長するためには、幼少期から自分で考え、自分で決定するという体験が必要とされる。同時に、発達的視点からすれば、発達途上にある子どもの意見を、大人が傾聴し、くみ取り、大人と子どもが一緒に決定していくというプロセスによって、最善の利益が達成されると考えられる。

放課後児童対策においても、年齢や成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育っていく、子どもの自己決定力の尊重と育成という視点が重要である。つまり、主体性、自己決定力を尊重し、育むことが、権利条約の精神からみた育成観となる。

○　このように考えると、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務と、子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成とは、コインの裏表のように表裏一体のものでもあると言える。これを、放課後児童対策における育成の視点の基底におかねばならない。

ものとする。
２　締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
３　締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

※3 権利条約第 12 条は、以下のように規定されている。
１　締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
２　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

○　権利条約第 31 条[※4]は、休息・余暇及びレクリエーションや文化的な生活及び芸術への参加の権利について規定している。放課後は、遊び等自由な活動を行う時間・空間であるとともに、学校を終えた子どもの気分転換やくつろぎ、休息の時間・空間でもある。子どもの放課後にあっては、後者を保障していくことも重要である。

※4 権利条約第 31 条は、以下のように規定されている。
1　締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2　締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

(2) 子どもの「生きる力」の育成

○　我が国の学校教育のキーワードとして、「生きる力」[※5]がある。次期の学習指導要領においても、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる「生きる力の育成」が基本理念におかれている。また、教育基本法第 13 条[※6]にあるように、子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが不可欠である。

○　これは、放課後における子どもの育成にも通じるものである。「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）においても、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と「子どもの育ちに関する理念」が述べられている。

（基本的な視点・方向性）

○　子どもにとって放課後は、学校で学んだことや家庭で身に付けたことを生かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間・空間である。放課後という時間・空間は、「生きる力」の育成において、大きな役割を果たしていると言える。

○　そのため放課後児童対策としても、活動内容において、子どもの自主性や社会性、自立を育む観点が求められ、遊びや生活、その他様々な体験ができるようにしていくことが重要である。また、その際、前項に示した放課後独自の観点から「生きる力」を育成していくとともに、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成していくことが必要である。

※5 「生きる力」とは、平成８（1996）年７月の中央教育審議会の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。（文部科学省『小学校学習指導要領　解説　総則編』平成 29（2017）年６月）

※6 教育基本法第 13 条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等）は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と規定している。

(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

○　障害の有無、男女、年齢、国籍にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが分け隔てなく、生き生きとした人生を送っていく共生社会は、福祉における重要な考え方のひとつである。子どもも地域社会の一員として、共生社会という観点から放課後の生活を見直す必要がある。

(基本的な視点・方向性)

○　一人ひとりの子どもの尊厳を大切にし、子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことを目指し、可能性が最大限に発揮できるように側面から支援し、またそうした子どもたちに寄り添うことを大切にする支援が、福祉の視点から見た育成観であると言える。

○　主体的に遊び、生活する子どもは、支援者に支えられながら、そこに起こる葛藤やその克服を通じて、自分自身に権利があることとともに、他者にも権利があることを認識できるようになり、他者とともに生きることに喜びを見出すことができるようになる。地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。

○　子ども、高齢者、障害者のみならず、全ての人々が共生できる地域社会をつくるためには、子どもたちが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。子どもたちを地域全体で育む仕組みづくりのためには、放課後児童クラブ等放課後児童対策として考えられる各種事業と地域や学校との関係・連携をよりよい形で構築していくことが重要な視点となる。

＊　＊　＊

○　以上、(1) ～ (3) の３つの視点が、放課後児童対策における子どもの育成の理念として貫かれなければならない。これらの視点は、「健全育成」という概念を捉え直す視点、健全育成の理念としても位置付けられると考えられる。

○　これらの視点を放課後児童対策の理念として位置付けるならば、子どもが育つ場は多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

２．放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題

○　放課後児童対策は、福祉分野では、児童厚生施設の設置・運営による健全育成にはじまる。放課後児童クラブについては、昭和 51（1976）年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助を開始し、その後平成 10（1998）年施行の児童福祉法改正によって「放課後児童健全育成事業」として法定化された。

また、平成 19（2007）年度には、厚生労働省、文部科学省が共同して放課後児童クラブと放課後子供教室とを「一体的」又は「連携」して実施することを盛り込んだ「放課後子どもプラン」を策定した。これは、平成 26（2014）年度から「放課後子ども総合プラン」に引き継がれ実施されている。

さらに、平成 24（2012）年に成立した子ども・子育て関連３法に基づく、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、放課後児童健全育成事業は「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられ、その費用の一部については消費税財源が充てられることとなった。

○　放課後児童対策に関する施策は、それぞれ財源が異なり、管轄する省庁もわかれており、国として総合的な放課後児童対策を描くことが課題となっている。

○　現在は、女性の就業率の上昇等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数が増加の一途にあり、待機児童や「小１の壁」の解消が課題となっていることなどから、国では放課後児童クラブの量の拡充が図られているが、放課後児童クラブに子どもが集中する状況が見られる。また、18 時 30 分以降まで開所している放課後児童クラブは全体の約 55％を占め（平成 29（2017）年５月現在)、年々増加しており、放課後児童クラブで長時間過ごす子どもも増えていることが推測される。

○　共働き家庭等の子どもも含めた全ての子どもを対象とする事業・施設は、厚生労働省が所管する児童館や、文部科学省が実施している放課後子供教室等がある。こうした全ての子どもを対象とする放課後児童対策についても、どのように関係省庁間で連携のとれた取組ができるかが課題である。

○　現在、放課後児童クラブの設置場所は、約半数が学校である。放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室等学校施設を活用することができるなどの長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に限定されるという側面もある。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる。

○　子どもの成長・発達にとって望まれる放課後の生活を考えると、地域の様々な社会資源を活用して多様な人やものとの関わりの中で放課後を過ごすことも大切なことである。子どもの放課後のあり方は多様であることも望まれる。

○　公的な放課後児童対策の他では、従来からある習いごと、学習塾や地域における各種活動のみならず、特に都市部では、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業も見受けられる。

（基本的な視点・方向性）

○　放課後児童対策については、様々な事業や活動が実施されており、民間事業者も多く参画している。放課後児童対策を考えるにあたっては、民間事業者による事業や活動も含め、放課後児童対策全体の質をどのように担保していくかと同時に、公的に行うことが適切な施策について検討していく必要がある。

○　放課後という時間・空間は、子どもの成長・発達の面から捉え直すと、家庭における保護者や学校における教師とも異なる大人と過ごすこともでき、遊びを通して子どもが自主性や社会性、自立を育むことができる重要な場である。それを実現するために、放課後児童対策として、子どもの成長・発達という観点からどのような経験・体験を子どもに提供していくべきか、地域資源の活用を含めて検討することが求められる。その際、放課後児童対策は、現在の子ども・家庭に広がる様々な格差（経済格差、教育格差等）、地域間格差（財政面、社会的資源の格差等）の是正を目指したものと考えていくことが必要である。

○　平成 26（2014）年に厚生労働省と文部科学省が共同して策定した放課後子ども総合プランは、「多様な体験・活動を行う」ため、放課後児童クラブと放課後子供教室との「一体型」及び「連携」の計画的な整備を行うこととしている。このうち「一体型」とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の子どもも含めた全ての子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものである。放課後子ども総合プランの実施により、多様な体験や活動ができる機会が増え、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるなど、大きな効果があったものと考えられる。

○　児童館は、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする」ことを目的とした児童厚生施設であり、全ての子どもに対して開かれた施設である。国の「児童館ガイドライン」（平成 23 年３月 31 日付け雇児発 0331 第９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知別紙）によって、全ての子どもが家庭の状況や子ども本人の状況にかかわらずに自由に利用することができるという特性を生かし、個々の機能に特化した事業展開だけでなく、複合的な機能を組み合わせて取り組むことができるという児童館の役割を、放課後児童対策の中でも重視すべきである。現在、厚生労働省において、児童館ガイドラインの見直しの作業が進められており、児童館ガイドラインに基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。

○　今後の放課後児童対策の方向性として、現行の放課後子ども総合プランを推進していく中で、放課後児童クラブや放課後子供教室と、児童館、社会教育施設等をはじめとした地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。その方法として、放課後子ども総合プランのもと、市町村において地域の実情に応じて設置されている運営委員会の活用等により、行政の参画を含め、そのあり方を検討していくことが考えられる。

○　放課後の事業については、公的な事業からプレイパーク等民間で行われているものまで様々なものがある。また、事業の種類では、広く子ども全体を対象とするものから、共働き家庭やひとり親家庭、生活困窮者世帯の子ども、障害のある子ども等個々のニーズや課題に対応するものがある。これらの社会的・福祉的課題に対応した事業は、公営、民営如何にかかわらず、事業としての必要性が高まっている。

これらのすべてについて、児童福祉法の理念に基づいて、どのような支援のあり方が考えられるかについて、引き続き検討していくことが求められる。

○　子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、所管や公的事業、民間事業にかかわらず放課後の居場所に関する情報を提供していくことや、その情報を提供しコーディネートする役割も必要であると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開や、各種ハラスメントの防止など子どもの権利擁護等が今後の課題となると考えられる。

○　あわせて、放課後児童対策のあり方について、基本的な考え方、目的、諸施策の連携等総合的な放課後児童対策の推進について児童福祉法に明記していくことは今後の検討課題となると考えられる。また、現行法令を見た場合、たとえば児童福祉法第 40 条の「遊びを与え」、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条の「児童の遊びを指導する者」といった表現が、児童福祉法制定当時の社会状況や理念等を引き継ぎながらも、現在の育成観からふさわしいかどうか検証することも、今後の課題として考えられる。

３．放課後児童クラブの今後のあり方

（1） 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

○　平成 29（2017）年５月１日現在の放課後児童クラブの数は 24,573 か所、登録児童数は 1,171,162 人となり、過去最大となった。その一方で、待機児童数は 17,170 人となり、前年度と比べてやや減少したものの横ばい状態である。

○　待機児童の学年別の状況を見ると、４年生以上の割合が約４割となっている。これは、平成 24（2012）年の児童福祉法第６条の３第２項の改正による放課後児童クラブの対象児童を拡大したことの影響が大きいと考えられる。

○　「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿については、2020 年度末までに女性の就業率 80％に対応できる約 32 万人分を確保し、待機児童解消を目指している。放課後児童クラブについては、平成 29（2017）年 12 月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において、放課後子ども総合プランにおける平成 31（2019）年末までの整備目標（約 30 万人分）を、１年前倒しし、さらに、「その後の在り方について検討する」こととされた。これを受け、平成 30（2018）年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本指針 2018」において、「女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する」ことが示された。

○　女性の就業率が上昇する中にあって、保育サービスの利用率もあわせて上がってきていることを踏まえれば、放課後児童クラブの利用率も今後さらに上昇することが予想される。小学校入学にあたって放課後に子どもを預けられない事例が生じないよう、待機児童や「小１の壁」の解消に取り組む必要があるが、その際、質の確保もあわせて行っていくことが必要である。

（基本的な視点・方向性）

○　待機児童を解消していくためには、女性の就業率の上昇を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進めていく必要がある。そのために、待機児童が発生している地域において、さらなる受け皿整備を図るための方策の検討や、必要性がありながら放課後児童クラブが未設置である小学校区において設置を促進することが求められる。

○　放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、今後は学校施設に加え、児童館や社会教育施設等を活用するなど、様々な方法により、放課後児童クラブの着実な整備を行っていくことも求められる。

その際、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブが放課後子供教室と一体的に実施する場合には、運営指針に示されているように、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する※7ことが必要である。

○　４年生以上の高学年児童の待機児童の解消にあたっては、放課後児童クラブの整備はもちろんのこと、子どもの発達段階に応じ、放課後における居場所のニーズが多様化することにも鑑み、放課後児童クラブにおける夏休み等長期休業期間中の受け入れ、児童館、社会教育施設等既存資源の活用をはじめ、地域の中で子どもが安心し、生き生きと過ごせる多様な居場所を確保していくことが求められる。その際、子どもの発達の状況、家庭での養育の状況、地域環境等、放課後に子どもがどこで、どのように過ごすのがよいのか、子ども自身がどこで過ごしたいのか、多角的に検討する必要がある。

○　放課後児童クラブの利用者の増加や、障害のある子どもや配慮を必要とする子ども・家庭が増えている現状等を考えると、放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

※7 運営指針「第５章学校及び地域との関係　４.学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ　（１）学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ」

（2）質の確保

① 放課後児童クラブに求められるもの

○　放課後児童クラブの質の確保を考えるにあたり、設備運営基準及び運営指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点に立って、運営や育成支援の内容を検証する必要がある。

○　運営指針によれば、放課後児童クラブの役割は、権利条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することにある。育成支援とは、「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ること」が目的である。

○　放課後児童クラブの育成支援の内容として、「子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする」「子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする」などが運営指針に挙げられている。こうした運営指針の内容を踏まえると、子どもの主体的な活動を尊重する運営や育成支援を一層進めていくことも課題である。

（基本的な視点・方向性）

○　運営指針で示されている放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、改めて現場への理解浸透を図り、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じて※8、主体性に応じた遊びや生活ができるよう最大限に配慮するとともに、放課後児童クラブ以外の子どもや地域の人たちとの交流や多様な活動ができるよう、地域の他施設等との連携により、交流や活動の幅を広げることが求められる※9。

○　運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である。その際、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（平成 29 年３月 31 日付け厚生労働省編。以下「運営指針解説書」という。）を放課後児童支援員認定資格研修のテキストとして活用することや、運営指針に基づき育成支援を行っている事例を収集し、インターネット

※8 運営指針には、「第２章　事業の対象となる子どもの発達」という項目があり、児童期の子どもの発達について、３つの時期区分（おおむね６歳～８歳、おおむね９歳～10 歳、おおむね 11 歳～12 歳）に分類して、その特徴及び育成支援にあたって配慮すべき内容を整理している。

※9 運営指針の「第５章　学校及び地域との関係」では、放課後児童クラブに通う子どもの遊び・生活や仲間関係を広げるという視点での連携の必要性や方法等も示されている。

等で公開すること、それをもとに学び合いを促すこと等が方法として考えられる。

○　運営指針及び運営指針解説書で述べられているように、遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとってほかに代えがたい不可欠な活動である。子どもが自ら遊びをつくっていくという観点を踏まえて、放課後児童支援員が、子どもが主体性を発揮できる環境づくりとそこへの関わり方を広げる意味でプレイワーク※10の知識やレクリエーションの知識等も身に付けていくことも求められる。

○　厚生労働省が平成 29（2017）年度末に全国の市町村を対象に、放課後児童クラブにおける情報公開※11について調査を行ったところ、「運営状況を取りまとめて、情報公開している」と回答したところが１割程度であり※12、運営に関わる情報公開についてさらに進める必要がある。

○　同調査において、主に防犯面における子どもの安全確保※13に関する取組についても聞いているが、その結果※14からは、まだ十分な取組がなされていないところが多いという傾向がみられる。防犯面における安全確保の取組については、今後の放課後児童クラブの一つの課題と考えられる。あわせて、子どもの来所・帰宅時の安全確保も地域や学校、警察等と連携して十分に進めていく必要がある。

○　上記の状況を踏まえて、放課後児童クラブの質の確保という点では、情報公開の推進、自己評価とその公表※15、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点であると考えられる。今後、各放課後児童クラブがこうした取組を進めていくためには、たとえば、事業者の努力義務となっている自己評価の項目例を作成することや、第三者評価の導入や具体的方法の検討、監査項目の明確化を行

※10 一般社団法人日本プレイワーク協会においては、プレイワークについて、1980 年代にヨーロッパで生まれたもので、子どもが主体性を発揮できる環境づくりや子どもとの関わり方の経験や知識を体系的に構築した専門知識のことである、と定義している。

※11 設備運営基準第５条第３項には、「放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」と規定されている。

※12 「放課後児童クラブの運営に係る見える化（情報公開、第三者評価等）について、取り組んでいるものを選択してください」という質問に対し、「クラブの運営状況を取りまとめて、情報公開している」が 11.8%、「第三者による評価を行っている」が 6.5%という結果となった。（平成 30（2018）年 3 月 27 日「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実態調査について）

※13 運営指針第６章に安全対策に関する項目があり（２.衛生管理及び安全対策）、事故やケガの防止と対応、防災及び防犯対策、来所及び帰宅時の安全確保等について記述されている。

※14 子どもの安全確保に関する取組状況については、「（部外者が）敷地内に自由に出入りできないよう施錠又は監視員を配置している」が 20.5%という調査結果となった。

※15 設備運営基準第５条第４項には、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」と規定されている。また、評価の際に、子どもや保護者の意見を取り入れて行うこと、評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向を検討して事業内容の向上に生かすことが求められている。（運営指針「第７章職場倫理及び事業内容の向上　３.事業内容向上の取り組み　（３）運営内容の評価と改善」）

うこと※16などが考えられる。

② 放課後児童支援員のあり方・研修について

○　放課後児童支援員は、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、放課後児童クラブにおいて子どもの育成支援を行う専門的な知識を有する者として置かれたものである。「育成支援」とは、「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」のことを言う。放課後児童支援員のこうした特性を踏まえた、資質の向上のあり方を考えていかねばならない。

○　放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等の資格取得者や放課後児童クラブの実務経験が一定以上ある者等で、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したものでなければならない（設備運営基準第 10 条第３項）。その他、国庫補助対象の事業となっている放課後児童支援員等に対する研修として、放課後児童支援員等資質向上研修（以下「資質向上研修」という。）がある。

○　認定資格研修については、設備運営基準附則第２条に経過措置の規定があり、2020 年３月 31 日までの間の規定の適用については、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、2020 年３月 31 日までに「研修を修了することを予定している者を含めるものとする」とされている。地方自治体や放課後児童クラブ関係者からは、経過措置期間が終了するまでに該当者が研修受講を修了できない可能性があることについて懸念の声があがっている。

○　平成 29（2017）年５月の厚生労働省調査によると、放課後児童支援員のうち、常勤職員は 35,632 人（27.1%）であり、残りは非常勤職員等が占めており、放課後児童支援員の確保と定着を進める検討が必要である。

（基本的な視点・方向性）

○　放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接的な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる※17。また、子ども

※16 放課後児童クラブに対する監査については、児童福祉法第 34 条の８の３において、「市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と規定されている。

※17 なお、こうした放課後児童支援員の役割を考えると、放課後児童支援員等が８時間勤務できることが望ましいとの意見があった。また、「諸外国の例では、たとえば、デンマークでは『ペダゴー』という『社会・文化に主体的に参加し、その中で社会生活を営んでいけるように人々を支援していく対人専門職』がおり、放課後事業の支援者の必須資格となっている。デンマークの小学校では、低学年のクラスに教員とともにペダゴーが配置され、生活支援を担当している。こうした例は、放課後児童支援員のあり方を考え

との安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる※18。

○　放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を引き続き確保することと同時に、その確保の方策についても検討する必要がある。その際、放課後児童支援員の人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方などについて研究を進めていくことも考えられる。

○　現在の設備運営基準では、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととなっており、認定資格研修の経過措置の終了後は、放課後児童クラブに放課後児童支援員がいない場合、開所できない形となっている。今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れるとともに、研修方法のあり方の工夫が検討されていく必要がある。また、2020 年以降に、新たに放課後児童クラブに勤務しようとする者に対する認定資格研修の受講のあり方についても、今後速やかに検討を行う必要がある。

○　資質向上研修に関して、研修体系の整理や研修内容の充実方策等については今後検討すべきである。とりわけ、放課後の子どもの生活を保障する視点からは、ソーシャルワークや、民間レベルで研究が進められているプレイワーク、レクリエーションの知識等を導入することも考えられ、その方法を検討する必要がある。

○　放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施が進められていることから、研修についても、放課後児童支援員と放課後子供教室のコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の合同の研修等を実施し、両者の連携・協力を進めていくことも求められる。

る上で参考になるものと思われる」という意見もあった。

※18 運営指針「第４章放課後児童クラブの運営　１職員体制（３）」

おわりに

○　本委員会で検討してきたように、健全育成という観点から子どもの放課後生活を保障していくためには、放課後児童対策の全容を明らかにし、その全体の充実を図ることが必要である。また、その中では、放課後児童クラブの果たすべき役割を明確化し、その量・質ともに充実を図っていくことも求められる。子どもたちが主体的に生きる力、他者と共に生きる力を育成することを支援するため、国が総合的な放課後児童対策を進めていくことが課題となるだろう。

○　なお、本委員会の中で、各委員から放課後児童対策を考える上での将来的な検討課題が提起されたので、付記しておく。放課後児童対策の充実の観点から、今後、議論が深められることを期待する。

- 放課後児童クラブの利用にあたって就労要件等が課されていることについて
- 放課後児童クラブの保護者負担の割合について
- 放課後児童クラブにおける利用料減免のあり方について
- 安心して利用できる一時預かりのあり方について
- 子どもの権利の観点からまちづくりを見直す「子どもにやさしいまち」という視点で、子どもが町の中で安全に遊ぶことができるようにする環境づくりの検討
- 放課後児童対策の情報の集約や研究、研修への支援等を行うセンターの設立の検討
- 民間の放課後事業（者）も含めた各地域における包括的な放課後児童対策のあり方や民間の事業に対する支援のあり方（事業内容の向上のための施策等）について

等

【関連資料】
「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿

赤堀（あかほり）　正美（まさみ）	静岡県　健康福祉部こども未来局こども未来課長 （平成 30（2018）年 5 月～）
安部（あべ）　芳絵（よしえ）	工学院大学　教育推進機構　准教授
池本（いけもと）　美香（みか）	株式会社日本総合研究所　主任研究員
植木（うえき）　信一（しんいち）	新潟県立大学　人間生活学部　教授
小野（おの）さとみ	特定非営利活動法人　町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ　施設責任者兼放課後児童支援員
◎柏女（かしわめ）　霊峰（れいほう）	淑徳大学　総合福祉学部　教授
金藤（かねふじ）ふゆ子（こ）	文教大学　人間科学部　教授
黒柳（くろやなぎ）いずみ	静岡県　健康福祉部こども未来局こども未来課長 （～平成 30（2018）年 5 月）
清水（しみず）　利昭（としあき）	三鷹市　子ども政策部児童青少年課長
清水（しみず）　将之（まさゆき）	淑徳大学短期大学部　こども学科　准教授
田中（たなか）　雅義（まさよし）	聖籠町　教育委員会子ども教育課長
中川（なかがわ）　一良（いちろう）	京都市北白川児童館　館長
野中（のなか）　賢治（けんじ）	一般財団法人児童健全育成推進財団　企画調査室長
山田（やまだ）　和江（かずえ）	学童クラブ「清明っ子」　代表兼放課後児童支援員

（五十音順、敬称略）
【注】◎は委員長

「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第１回	平成 29（2017）年 11 月 8 日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第２回	平成 29（2017）年 11 月 20 日	○第１回の議論を踏まえた論点について ○意見交換（フリートーキング）
第３回	平成 29（2017）年 12 月 4 日	○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○意見交換（フリートーキング）
第４回	平成 30（2018）年 1 月 29 日	○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○分権関係報告 ○最近の主な動き ○関係者からのヒアリング① ○その他
第５回	平成 30（2018）年 2 月 8 日	○関係者からのヒアリング② ○その他
第６回	平成 30（2018）年 2 月 27 日	○関係者からのヒアリング③ ○その他
第７回	平成 30（2018）年 3 月 19 日	○中間とりまとめに向けた全体の議論 ○その他
第８回	平成 30（2018）年 4 月 20 日	○中間とりまとめ（素案）について ○その他
第９回	平成 30（2018）年 5 月 15 日	○中間とりまとめ（素案）について ○その他
第 10 回	平成 30（2018）年 6 月 4 日	○中間とりまとめ（案）について ○その他

【参考資料】

＜参考資料１＞　放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
（平成9年の児童福祉法改正により法定化（児童福祉法第6条の3第2項）：平成10年4月施行）
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（平成29年5月現在）

○クラブ数　　24，573か所
（参考：全国の小学校19,628校）
○支援の単位数　　30，003単位（平成27年より調査）
○登録児童数　　1，171，162人
○利用できなかった児童数（待機児童数）17，170人

【今後の展開】

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、
女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

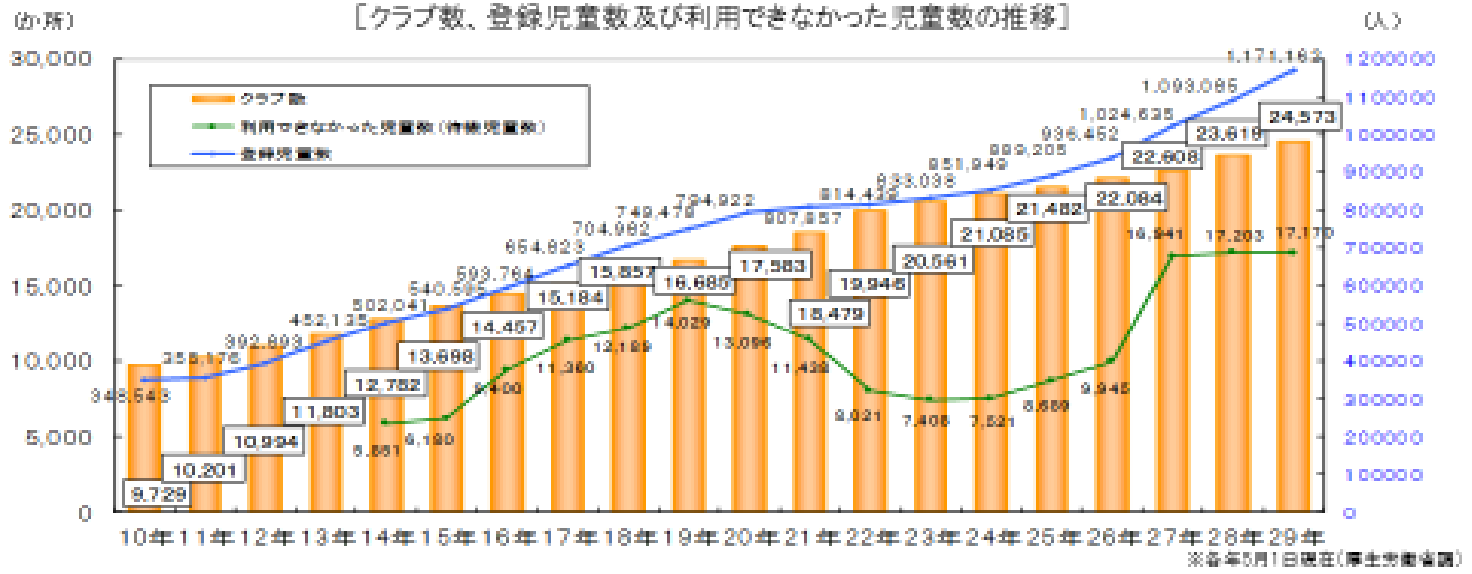

※各年5月1日現在（厚生労働省調）

＜参考資料２＞　放課後子ども総合プランについて

＜参考資料3＞

子どもの放課後に対する主な取り組み①

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	児童遊園
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等を行う。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする屋外型児童厚生施設。地域における児童に対し、健全な遊びを通して、集団的、個別的指導を行い事故の防止に資するとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有する。
設置（実施）場所	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	ー	ー
設置（実施）状況等	24,573か所/登録児童数1,171,162人（H29.5現在）	17,615教室（H29.10現在）	4,637か所/年間延べ利用者数76,170,220人（H28.10現在）	2,725か所（H28.10現在）
設置及び運営（実施）主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市町村等
設備と職員等	設備：遊び及び生活の場、静養するための区画 職員：放課後児童支援員２人以上（ただし、その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備：集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置	設備：遊具、広場、便所等の設置 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置（ほかの児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であっても差し支えない）
予算関係（国費）	［運営費］ 子ども・子育て支援交付金1,188億円の内数655.7億円(H30’) ［施設整備費］ 子ども・子育て支援整備交付金168億円の内数143.9億円(H30’)	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金60.1億円の内数（H30’）	［運営費］ 平成24年度より一般財源化（人件費は昭和61年度より、公立公営分は平成9年度より一般財源化） ［施設整備費］ 次世代育成支援対策施設整備交付金71.3億円の内数（H30’）	ー

子どもの放課後に対する主な取り組み②

	子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）	子どもの学習支援事業	放課後等デイサービス事業	日中一時支援
事業の目的、内容	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	障害者等（障害児を含む）の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、実施主体である市町村が地域のニーズに応じて、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
設置（実施）場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後等デイサービス事業所	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等
設置（実施）状況等	112自治体/利用延べ人数69,753人（H28年度実績）	1,277か所/利用者数（実人数）23,605人（H28年度実績）	11,621か所（H30.1実績）/月間利用者数　174,840人（H30.2実績）	1,522市町村（H28年度実績） ※日中一次支援事業の実施箇所数であり、利用者に障害児が含まれているかは不明。
設置及び運営（実施）主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	福祉事務所設置自治体 ※自治体直営または委託	民間法人等	市町村等
設備と職員等	設備：良好な衛生環境、安全やプライバシー等を確保 職員：地域の学生や教員OBのボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	設備：指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること 職員：児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者等	地域の実情に応じ設定
予算関係（国費）	母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数（H30’）	子どもの学習支援事業47億円（H30’）	障害児入所給付費等負担金（2,320億円）の内数（H30’）	地域生活支援事業費等補助金（493億円）の内数（H30’）

子どもの放課後に対する主な取り組み③

	ファミリー・サポート・センター	プレイパーク ※参考人ヒアリング等を元に作成。	公民館	図書館
事業の目的、内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること。	屋外で、自然の素材や道具等を使い、穴掘りや水遊び、基地づくりなど、やりたいことが自由にできるよう環境を整えている遊び場。多世代の人が集う地域の居場所ともなっている。冒険遊び場とも呼ばれる。	市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設。子どもや親子を対象とした事業が行われていたり、「放課後子供教室」の実施場所ともなっている。	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。子ども専用の部屋を設けたり、児童や青少年向けのサービス（児童・青少年用図書の整備・提供、読み聞かせ等の実施）が行われたりしている。
設置（実施）場所	《預かり場所》 会員の自宅、児童館、地域子育て支援拠点等	都市公園、公共用地、河川敷、私有地等（自治体の事業として使用、開催時の許可を得るなどして実施）	ー	ー
設置（実施）状況等	《実施市区町村数》(H28年度実施) 基本事業 833市区町村 、病児・緊急対応強化事業 145市区町村 《会員数》（H28年度末現在） 依頼会員　55万人 提供会員　13万人 両方会員　 4万人	約400団体が活動 常設のプレイパークは少なく、定期的に開催しているところが多い。	14,171館（H27.10現在） ※別に、住民たちがお金を出し合って、集落ごとに公民館に似た機能を持つ「自治公民館」も約70,000館ある。（平成14年調査） /公民館・公民館類似施設の利用状況（青少年団体延べ利用者数）13,548,905人（H26年度実績）	3,331館（H27.10現在） ※私立図書館23館 / 図書の貸出業務等の実施状況（帯出者数　うち児童） 19,844,842人（H26年度実績）
設置及び運営（実施）主体	市町村、社会福祉協議会等	NPO法人等	市町村	都道府県または市町村
設備と職員等	提供会員 （地域住民。資格要件等なし。 センターの定める講習は要受講）	設備：事務所、倉庫、手作り遊具等 職員：プレイリーダー。専従で配置されている場合もあれば、地域住民が担っている場合もある。	設備：地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備える。 職員：館長、公民館主事など	設備：図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備（市町村立） 職員：館長、司書など
予算関係（国費）	子ども・子育て支援交付金1,188億円の内数（H30’）	ー	平成10年度より一般財源化	平成10年度より一般財源化

子どもの放課後に対する主な取り組み④

	博物館	総合型地域スポーツクラブ
事業の目的、内容	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関。児童・生徒に対し入館料の優遇制度を設けたり、対象となる事業が行われたりしている。	「多種目」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとして、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。公共スポーツ施設や放課後・休日の学校体育施設開放などを活用して、身近な場所でスポーツをすることのできる機会を提供している。市から放課後児童クラブの管理運営業務を受託し、遊びの時間に、スポーツ指導者がコーディネーショントレーニングを取り入れた運動遊びのプログラムを提供しているクラブがある。
設置（実施）場所	ー	学校施設・クラブ施設等
設置（実施）状況等	5,690館（H27.10現在） /博物館・博物館類似施設における事業実施状況（参加者数　うち児童生徒数）3,154,302人（H26年度実績）	3,580クラブ（H29.7現在） ※うち、放課後児童クラブや放課後子供教室への指導者の派遣など連携・協働した取組を実施しているクラブの割合は13.7%、行政から放課後児童クラブや放課後子供教室に関する事業を受託して実施しているクラブの割合は5.9%である。[回答：1,891クラブ]（平成29年度総合型地域スポーツクラブに関する活動状況調査）
設置及び運営（実施）主体	地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、その他法人等	ー
設備と職員等	設備：博物館資料を適切に保管するため、青少年向けの音声解説のため、その他利用者の円滑な利用のため、利用者が快適に観覧できるために必要な施設及び設備 職員：館長、学芸員等専門的職員	設備：クラブハウス、学校体育施設、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設等 職員：クラブマネジャー、スポーツ指導者、事務局員等
予算関係（国費）	地方公共団体設置館については、平成9年度より一般財源化。 独立行政法人立の国立館については、運営費交付金、施設整備補助金を措置。	ー